

銚子市防犯カメラ等設置事業補助金に関する ガイドライン

銚子市総務課危機管理室

令和5年8月

目 次

1. はじめに	1
2. 目的	1
3. 補助金の概要	1
① 補助対象者	1
② 補助対象事業、補助金の交付条件	1～3
③ 補助対象経費、補助金の額	3
④ 補助金交付までの流れ	4～5
4. 町内会等における事務について	6
① 防犯カメラ設置までの流れ	6
② 防犯カメラ設置の管理・運用について	7～10

1. はじめに

本ガイドラインは、「銚子市防犯カメラ等設置事業補助金要綱」に基づき、補助金利用にあたって対象となる要件や申請の流れのほか、防犯カメラの設置に関する基準や、カメラ設置後の管理、運用について示しております。このガイドラインを参考にして、適切な措置を講じてくださいますようお願いいたします。

2. 目的

防犯カメラについては、犯罪発生を抑止効果を高めるほか、犯罪捜査における情報・証拠としての効果が期待できます。

安全で安心なまちづくりの推進を目的として、町内会等が防犯を目的に防犯カメラを設置した場合に、その設置費用の一部に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

3. 補助金の概要

① 補助対象者

町内会、商店街組合など、地域的な活動を行う共同団体が対象となります。

② 補助対象事業、補助金の交付条件

犯罪の予防を目的として、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所を撮影するために設置する防犯カメラが対象となります。

【例】生徒に対する犯罪発生抑止のため学校の通学路に防犯カメラを設置する。

なお、設置場所や、カメラ・防犯灯の設置条件、以下の要件をすべて満たされている必要があります。

(1) 設置場所

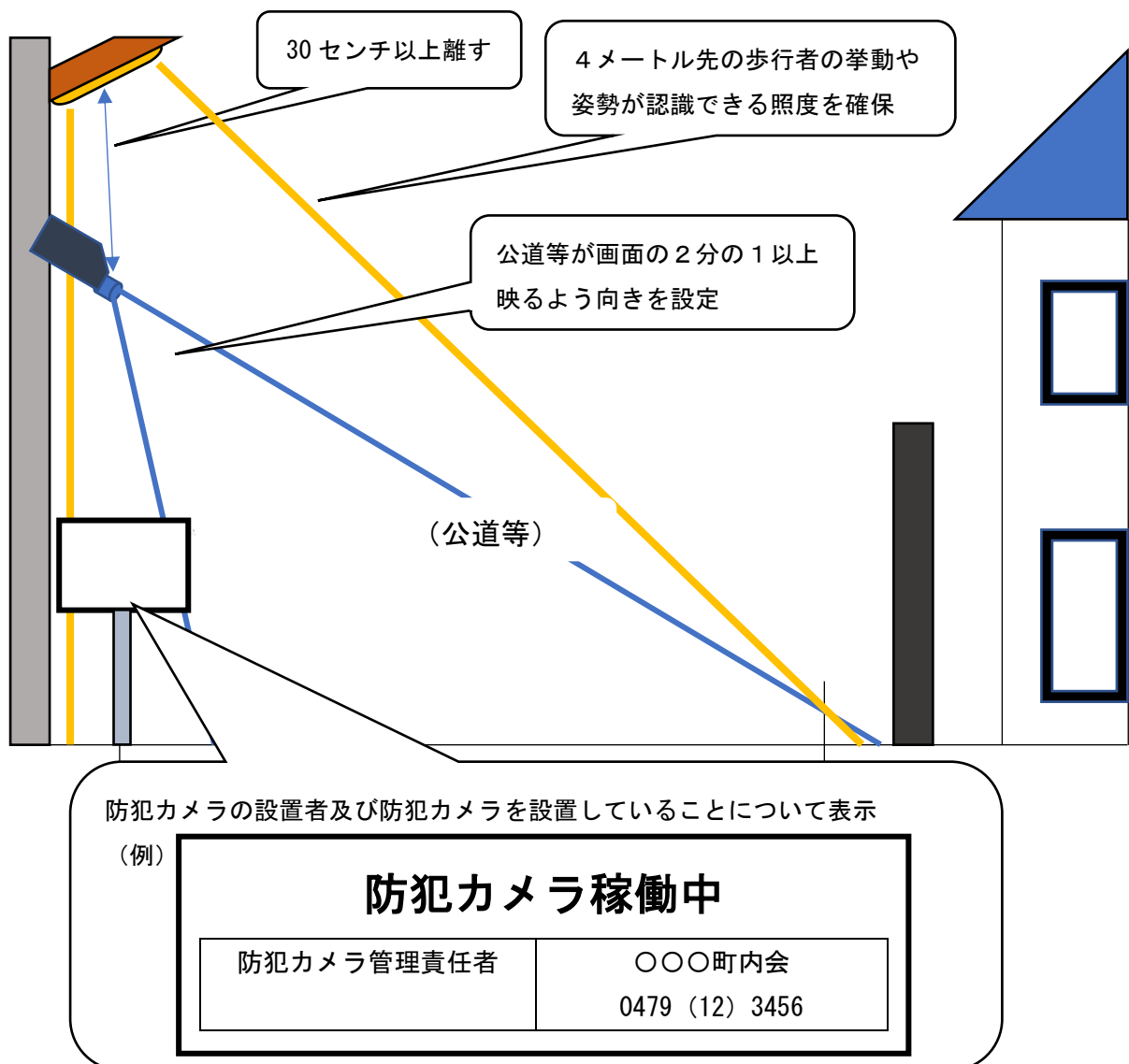
- ・カメラの設置場所について地域を管轄する警察署と協議し、同意を得ていること。
- ・カメラの設置について、地域の町内会や設置場所の周辺住民と協議し、同意を得ていること。

(2) 防犯カメラ

- ・ 撮影される画像面積のうち、公道等が2分の1以上映っていること。
- ・ 防犯カメラの設置者及び防犯カメラを設置していることについて表示していること。

(3) 防犯灯

- ・ 補助対象となる防犯カメラと一体に整備すること
- ・ 防犯カメラと同一の支柱に設置すること
- ・ 4メートル先の歩行者の挙動や姿勢が認識できる照度（0.24ルクス）を確保すること
- ・ 防犯カメラの映像に光が入らないよう、防犯灯の光源とカメラのレンズを30センチ以上離すこと



(4) 防犯カメラ管理運用規程の作成

・防犯カメラの運用開始の日までに、次の事項を記載した含む管理運用規程を定めていること。

- ◆管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務に関すること。
- ◆撮影している旨及び設置者の明示に関すること。
- ◆記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法に関すること。
- ◆記録した映像の利用及び提供の制限に関すること。
- ◆苦情処理の対応に関すること。
- ◆その他防犯カメラの運用に関すること。

※詳しくは7ページ**4. 町内会等における事務について ② 防犯カメラ設置の管理・運用について** をご参照ください。

③ 補助対象経費、補助金の額

●補助対象経費

補助金の対象となる経費は、防犯カメラの設置に必要な以下の経費となります。

- (1) 防犯カメラ、防犯灯の購入費、設置に係る工事費
- (2) 防犯カメラの設置を明示するための看板等の購入費、設置に係る工事費

次の経費については**補助対象外**となります。

- (1) 防犯カメラに係るモニターの設置に要する経費
- (2) 防犯カメラ等の設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費
- (3) 土地の造成又は土地若しくは建物等の使用、取得若しくは補償に要する経費

●補助金の額

- (1) 防犯カメラ
 - ・補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）
ただし、1台につき20万円（更新設置の場合は10万円）が限度額
- (2) 防犯灯
 - ・補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）
ただし、1基につき5万円が限度額

④ 補助金交付までの流れ

(1) 市役所への事前協議・・・・・・・・・・前年の12月末まで

(2) 事前協議書の提出・・・・・・・・・・3月末まで

補助金の申請を予定する町内会等は、以下の書類等を揃え、市役所まで提出してください。

◆提出書類

- ☐ 防犯カメラ等設置事業事前協議書（様式あり）
- ☐ 防犯カメラ等設置予定場所の位置図、現況写真
- ☐ 防犯カメラ等の配置と撮影範囲がわかる平面図
- ☐ 防犯カメラ等の設置に係る見積書の写し
- ☐ 防犯カメラ等の仕様が確認できる書類
- ☐ 防犯カメラ等の設置に関する管轄警察署との協議報告書（様式あり）

(3) 交付申請書の提出・・・・・・・・・・7月中旬～8月中旬頃

市から、事前協議書の結果をお知らせいたします。協議の結果、補助金の交付申請について案内のあった町内会等は、以下の書類を提出してください。

※事前協議書から内容に変更がない書類については提出を省略することができます。

◆提出書類

- ☐ 防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書（様式あり）
- ☐ 防犯カメラ等設置予定場所の位置図、現況写真
- ☐ 防犯カメラ等の配置と撮影範囲がわかる平面図
- ☐ 防犯カメラ等の設置に係る見積書の写し
- ☐ 防犯カメラ等の仕様が確認できる書類
- ☐ 防犯カメラ等の設置に関する管轄警察署との協議報告書（様式あり）
- ☐ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確認書

交付申請書の提出後、市から交付決定通知書を送付いたします。
防犯カメラの設置工事の契約などは必ず交付決定通知後に行ってください。

(4) 防犯カメラの設置工事の着手～完了

市から交付決定通知書を受領した後、設置業者と契約を交わし、防犯カメラ等の設置工事を行います。完了後の手続きがありますので、工事はできるだけ1月末には完了するようにしてください。

(5) 実績報告書の提出・・・・・・・・・・ 翌年の1月末まで

工事費用の支払いが完了した町内会等は、速やかに以下の書類を提出してください。

◆提出書類

- ☐ 防犯カメラ等設置事業補助金実績報告書（様式あり）
- ☐ 防犯カメラ等の設置完了後の現況写真
- ☐ 設置した防犯カメラによる撮影画像
- ☐ 防犯カメラ等の設置に係る契約書の写し
- ☐ 防犯カメラ等の設置に要する経費の支出に係る証拠書類の写し
- ☐ 防犯カメラ管理運用規程

(6) 交付請求書の提出

補助金交付確定通知書を受領後、速やかに以下の書類を提出してください。

◆提出書類

- ☐ 防犯カメラ等設置事業補助金交付請求書（様式あり）
- ☐ 振込先口座番号等のわかる通帳やキャッシュカードの写し

(7) 振込の確認

指定口座に補助金が振り込まれます。記帳し、金額を確認してください。

以上が補助金交付までの主な流れとなります。提出書類等につきましては、記載したもの以外にも、必要に応じて追加の書類を提出していただく場合があります。交付決定の通知を受けた後、決定された内容を変更、中止または廃止する場合は、速やかにご連絡ください。

なお、年度内に手続きを完了できない場合は、補助金の交付を行えませんので、ご注意ください。

4. 町内会等における事務について

① 防犯カメラ設置までの流れ

(1) 町内会等で防犯カメラの必要性について話し合う

防犯カメラを設置する場合は、設置費用のほか、設置後も維持管理費用がかかることとなります。また、個人情報となる撮影された画像を適正に管理する必要があります。

設置にあたっては、防犯カメラ設置の目的や必要性についてしっかりと話し合う必要があります。

(2) 設置台数、設置場所、撮影範囲を決める

設置台数、設置場所、概ねの撮影範囲を決めてください。設置場所については銚子警察署に協議し、同意を得る必要があります。

特に、映像の範囲内に家屋が撮影される場合は、居住者の同意を必ず得てください。

※電柱に設置する場合は、電柱所有者の許可が必要となります。

※道路に柱を設置する場合は、道路管理者の許可が必要となります。

(3) 防犯カメラの見積書や仕様（性能）の分かる書類を取寄せる

設置業者から、見積書やカメラの仕様書を取り寄せてください。

(4) 防犯カメラの管理及び運用に関する規程を作成する

防犯カメラの管理・運用にあたっては、規程を作成し、適正な管理・運用を実施していく必要がありますので、町内会等でしっかり協議しましょう。

規程の作成については、次ページの② 防犯カメラ設置の管理・運用について を参考にしてください。

(5) 設置業者と契約し、設置工事を行う。

防犯カメラ設置の契約後は以下の申請が必要となります。

- ・設置工事に係る警察署への道路使用許可申請（道路の通行に支障をきたす場合）
- ・電気事業者への電気使用申請（カメラの設置日が決まり次第）

② 防犯カメラ設置の管理・運用について

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの運用開始までに、ガイドラインに沿った「防犯カメラ管理運用規程」を作成してください。防犯カメラの運用開始後は、作成した「防犯カメラ管理運用規程」を遵守し、適切な管理運用を行ってください。

●防犯カメラ管理運用規程の作成

防犯カメラは、犯罪抑止や犯罪の認知、捜査、立証など有用性が社会的にも認められています。

その一方で、撮影される個人のプライバシー侵害につながる恐れもあることから、撮影された画像データの取扱い等について、以下の項目を含む管理運用規程を定め、適正な管理運用を実施していくことが求められます。

◆管理責任者及び取扱担当者の設置

防犯カメラの適正な管理運用のため、防犯カメラの機器操作や撮影された画像データの保存・閲覧等の取扱いについて、管理責任者及び取扱責任者を定め、個人情報漏洩を防ぎましょう。

◆秘密の保持

カメラの管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの画像及び画像から知り得た防犯情報をみだりに第三者に漏らしてはいけません。管理責任者及び取扱責任者はそれらを辞した後についても、同様です。

◆撮影している旨、及び設置者の明示

防犯カメラの設置者は、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨の表示をしてください。

◆防犯カメラの撮影画像の保管・取扱い

撮影された画像データについては、外部に漏れることがないよう、ルールに基づき慎重な管理を行ってください。

・画像データ取扱者の指定

管理責任者及び取扱担当者以外の防犯カメラの操作、画像の取扱いは禁止してください。

・ 画像データの保管

防犯カメラの録画装置、画像データを記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスク等）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の者の視聴や盗難等の防止のため、施錠できる設備や室内の中で厳重に保管してください。

・ 画像データの保存期間

画像の漏えい、滅失、き損、流出等の防止その他の安全管理を徹底するため、保存期間は概ね 14 日～30 日間程度のできるだけ短期間としましょう。

保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を行ってください。また、記録媒体を廃棄する場合は、破碎や裁断等の物理的な処理を行ってください。

・ 画像加工の禁止

画像は加工せず、撮影された状態のまま保存してください。

◆ 画像の利用・提供

撮影画像については、以下の場合を除き、設置目的以外の利用・提供をしてはいけません。

- ・ 法令等に定めがあるとき（警察や弁護士の照会など）
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

また、画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録しましょう。

◆ お問い合わせや苦情等の処理

防犯カメラに関するお問い合わせにはあらかじめ対応方法を決めておき、迅速かつ誠実に対応してください。

● 防犯カメラ管理運用規程の例（参考）

〇〇〇町内会防犯カメラ管理運用規程（参考）

（目的）

第1条 この規程は、〇〇〇町内会が空き巣等の犯罪の防止を目的として設置するカメラについて、その設置、管理及び運用（以下「設置等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 防犯カメラ 犯罪の防止を目的として、一定の区域を撮影し、その画像を記録する機能を有する装置であって、特定の場所に継続して設置されるものをいう。
- （2） 画像等 防犯カメラによって記録された画像及びデータをいう。

（管理責任者及び取扱担当者）

第3条 町内会は、防犯カメラの適正な設置等を図るため、管理責任者を置く。（ものとし、〇〇町内会長をもってこれに充てる。）

- 2 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用がこの規程に則して常に適正に行われるよう防犯カメラに関する事務を統括する。
- 3 管理責任者は、前項の事務を適正かつ円滑に行うため、防犯カメラ及び画像の取扱担当者を指定する（できる）ものとする。
- 4 管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（防犯カメラの設置、管理）

第4条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理にあたり、次に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） プライバシーの保護を図るため、防犯カメラの撮影対象区域を、設置目的達成に必要最小限の範囲となるよう調整する。
- （2） 防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラ撮影中の旨及び町内会名を表示しなければならない。
- （3） 防犯カメラを適切な期間において保守点検を実施し、適正な維持管理を図る。

（画像等の管理）

第5条 管理責任者及び取扱担当者は、画像等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の画像の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

- 2 取扱担当者は、管理責任者の指示に基づく場合を除き、画像等を閲覧し、複製し、又は画像が記録された媒体を持ち出してはならない。

- 3 取扱担当者は、画像等を閲覧し、複製し、又は画像が記録された媒体を持ち出したときは、防犯カメラ画像閲覧等記録簿（別記様式）にその旨を記載しなければならない。

（画像の保存期間等）

第6条 画像の保存期間は、14日以内とする。ただし、第7条第1項の規定により画像を提供する場合は、この限りではない。

- （1） 法令等に基づく要請を受けた場合
 - （2） 捜査機関から犯罪捜査の目的による保存期間の延長の要請を受けた場合
 - （3） 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合
- 2 管理責任者は、撮影時の原状どおりに画像を保管するものとし、編集又は加工をしてはならない。
- 3 管理責任者は、画像の保存期間が経過したときは、速やかに当該画像を消去しなければならない。
- 4 管理責任者は、画像が記録された媒体を廃棄するときは、読み取りができないよう、破砕、裁断等の処理を行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第7条 画像等は、防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は閲覧および提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りではない。なお、提供する場合は、その理由、期日、相手方の内容を記載した文書を提出させるものとする。

- （1） 法令等の規定に基づくとき。
- （2） 捜査機関からの犯罪捜査の目的のため、提供を求められたとき。
- （3） 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（苦情等への対応）

第8条 管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置等に関する苦情を受けたときは、適切に対応しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。